

富士吉田市告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により認可された地縁による団体である新屋連合自治会から、新屋連合自治会の代表者変更の届け出があり認可したので、同法第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示する。

令和8年1月23日

富士吉田市長 堀 内 茂

1. 名称

新屋連合自治会

2. 代表者の氏名及び住所

変更前：新屋連合自治会長

変更後：新屋連合自治会長